

新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会（第8回）
議事概要

1 日時

令和4年5月20日（金） 9時00分～10時05分

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

(1) 検討会構成員

柳川 範之（座長）、飯塚 留美、石田 幸枝、佐野 隆司、関口 博正、
高田 潤一（座長代理）、三友 仁志

(2) ヒアリング事業者

石井 義則（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 常務理事）、佐々木 太
志（一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会 運営分科会主査）

(3) オブザーバ

天田 弘人（内閣府規制改革推進室参事官）

(4) 総務省

中西 祐介（総務副大臣）、竹内 芳明（総務審議官）、二宮 清治（総合通信基盤局
長）、野崎 雅稔（総合通信基盤局電波部長）、荻原 直彦（総合通信基盤局電波部電
波政策課長）、柳迫 泰宏（総合通信基盤局電波部電波政策課携帯周波数割当改革推
進室長）、田畑 伸哉（総合通信基盤局電波部電波政策課調査室長 併任 携帯周波数
割当改革推進室）

4 議事

(1) 開会

中西総務副大臣から開会にあたり挨拶があった。

(2) 事業者からの発表について

資料8-1に基づいて（一社）情報通信ネットワーク産業協会（以下、「CIAJ」とい
う。）より、資料8-2に基づいて（一社）テレコムサービス協会MVNO委員会（以下、
「MVNO委員会」という。）より説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

【高田構成員】

CIAJ に伺いたい。周波数オークション導入の是非と自律性やサプライチェーンの確保が

どのような関係になるのか補足説明をお願いしたい。

MVNO 委員会に伺いたい。資料 8-2 の 17 ページの「地理的な格差等が生じるおそれ」という記載について、これは割当方式で解決できるものなのか。あるいは割当方式とは異なる政策的な配慮が必要になると考えるか。

【CIAJ】

電波オークションが仮に導入される場合、制度設計によっては落札額の高騰の可能性がある。その場合、通信事業者の投資体力がなくなることにより、過度な機器コストの低減・抑制が起こること等によって市場が歪められ、サプライチェーンが崩れる。このようなことを防ぐ必要がある。

また、オークション収入の使途が重要。電波有効利用促進のための技術開発や国際標準化等への費用等、市場の成長や日本の国際競争力の確保につながるような使い方をしたい。

【MVNO 委員会】

全国への普及促進について、インフラシェアリングのような民間の取組や、インフラに対する政策的なサポートが有効な手段となるのではないか。収益性が低い人口が少ない地域への対応は手厚く考える必要がある。周波数の割当てを含め、様々な方法によって多面的に対策を取ることが非常に重要。

【三友構成員】

MVNO 委員会に 2 点伺いたい。1 点目について、海外のオークション等では、新規参入を促すために特別な周波数枠を設け、優先的に新規事業者に割り当てることが行われているが、仮にそのようなことが日本でも行われる場合に、MVNO は MVNO のままでいる方が良いのか、もしくは周波数割当てを受け MNO になることを目指す可能性があるのかどうかを伺いたい。

2 点目について、落札額が高騰しないことがしっかり担保されるのであれば、高騰に対する懸念はなくなるという理解でよいか。それとも、落札額の高騰に対する懸念は、オークションに対する漠然とした不安が原因なのかを伺いたい。

【MVNO 委員会】

1 点目について、仮に、新規参入枠等を活用して免許を取得し、MNO となるかについては、あくまで個社の判断になるが、可能性としては考えられる。一方で、MVNO という事業形態はコスト構造等が MNO とは異なり、独自の新規サービスを開発できるという観点があり、MVNO は MNO の劣化版ではない。

2 点目について、MVNO は直接割当てを受けるわけではないので、基本的にオークション

の実施については極めてニュートラルな立場にいる。ただし、高騰に対する懸念が考えられるということ、また、諸外国で実際に悪い影響を与えたケースが皆無ではないということ踏まえれば、一定程度、しっかりとした対策を取るべきではないか。

【石田構成員】

CIAJ に伺いたい。資料 8-1 の 4 ページの下部について、「インフラのシェアリング等で、各通信事業者が同じ周波数帯域を使用することによるサービスエリア拡大」と記載があるが、割り当てられた周波数を全国でインフラシェアリングするということか。

また、「海外との周波数配分の共通化で、eSIM などの OTA アクティベーションによる国内外のサービスシームレス化」と記載があるが、もう少し説明をいただきたい。

【CIAJ】

最初の質問については、ご認識のとおり。シェアリング事業者が周波数の割当てを受け、MNO とシェアするというやり方であれば、全国展開や投資を行いやすいのではないか。

また、2 点目の質問について、携帯端末が同じ周波数に対応していれば、SIM カードを変えるだけで、そのまま海外でも使えるようになるということ。

【飯塚構成員】

CIAJ に対して、産業の活性化や市場の拡大をするに当たり、どのような割当条件が適切なのかということ伺いたい。

MVNO 委員会に対して、MVNO 促進という目的を実現するため、特にミリ波帯においてどのような割当条件を設定することが適当かを伺いたい。また、仮に条件が課されない場合に、MVNO 委員会として想定している懸念について伺いたい。

【CIAJ】

高周波数帯に割当条件を課しすぎると、適用するサービスやエリア展開への制約が強くなりすぎてしまい、使いづらくなる。高周波数帯におけるアプリケーションが十分に見えていない段階であるので、条件を比較的厳しくせずに、自由に使えるようにすることが、今後の利用拡大につながっていくのではないか。

【MVNO 委員会】

例えばミリ波帯の周波数に対し、電波を割り当てる際にエリアカバレッジ等の義務を全く課さない場合には、どうしても MNO においては落札額という投資をどのように回収するかという意識が高く働きすぎるのではないか。その場合、まずは収益性の高い人口密集地に集中してエリアカバーを行うことになり、地理的な格差が座視できないレベルにまで拡大してしまう可能性があると考え。その観点からは、条件付きオークション又はスコアリン

グオークションにおいて、一定程度の条件を課すことが必要なことではないか。

【飯塚構成員】

例えば、割当て後の最初の数年間は都市部等の収益性の高い場所でサービス提供を行い、その後、順次地域にも展開していくというように、段階的に条件を課す方法もあるか。

【MVNO 委員会】

一定の条件の課し方については、投資回収とのバランスを考える上で非常に重要であり、様々な条件の課し方がある。時間軸的な、段階的に条件を厳しくするという課し方も考え方の一つとしてはあり得ると考える。

【CIAJ】

サービスや技術開発が進み、人口密集地域においてある程度コストが下がったものが全国に広がるということはビジネスとしては自然な流れだと思うので、そのような段階的な割当ても検討の余地があると思う。

【関口構成員】

MVNO 委員会に 2 点伺いたい。1 点目について、MVNO に対する接続・卸役務提供の促進に関する事項を割当条件として課すということを主張しているが、これは、接続・卸役務提供の促進に関する事項を課すか否かという二択か、あるいは会社によって差がつくような何らかの指標が望ましいか。

2 点目について、落札額を接続料原価から除くべきだという主張について、接続制度は、接続に必要な原価を事業者が等しく負担し、接続料については自社と他社の差がないようにすることが大原則であるということを考えると、原価から入札に係る負担額を除くということには無理があると感じるが、これについて言及があれば伺いたい。

【MVNO 委員会】

1 点目について、MVNO がより高い自由度を持ってサービスを提供できるような無線ネットワークの提供を MNO が配慮をすることに対して、より高い加点をする審査の方式が MVNO の立場からは望ましいと考えるが、現段階で明確なイメージを持っているわけではない。

2 点目について、入札額決定に関与することができない MVNO へも接続料・卸料金を通じて一方的にしわ寄せがされることが懸念される。そうであれば、入札によって MVNO の負担がどれほど増えるかを説明された上で、入札額の決定に対して MVNO が一定程度の関与をすることが当然ではないか。しかしながら、配賦の考え方や高騰対策等を多面的に考えた上で、接続ルール内で整理することについては、必ずしも否定するものではない。

【高田構成員】

CIAJ に追加で伺いたい。資料 8-1 の 4 ページに、「インフラのシェアリング等で、各通信事業者が同じ周波数帯域を使用する」とあるが、「周波数帯域」とはどのようなイメージか。

また、その下の「スタジアムなど地域限定および AR/VR などアプリケーションサービス毎に柔軟な電波を割当てを可能にすることによるサービス開発の加速」とはどのようなイメージか。

【CIAJ】

1 点目のシェアリングの考え方については、既に割り当てられている周波数を MNO 事業者がシェアするというやり方も、MNO に割り当てられた周波数を他の MNO とシェアするというやり方もどちらもあるのではないかと考える。

2 点目については、サービスと連動した形で、ある地域限定で特定の周波数を割り当てておき、それを MNO が当該地域の中で自由に使えるといったことを想定している。全国一律ではなく地域限定で使えるようなやり方が今後は必要なのではないかと考える。

【MNVO 委員会】

MVNO 委員会からも発言したい。周波数の割当てを直接受けていない MNO が MVNO 的に周波数のシェアリングを受けるといった発言があったが、この場合、MVNO は、周波数の割当てを受けていない MNO と同列の立場にいると考える。そういった観点から、一定の周波数をアクティブに複数の事業者でシェアすることを議論する機会があれば我々も意見を述べたい。

【柳川座長】

本日の 2 団体の説明には共通した部分があり、割当方式そのものよりは、割当に関する条件が大事ということだった。高騰を避けるべきということも共通しており、それは本検討会でも出てきた観点である。また、普及の在り方等については多少異なる意見であったように思う。MVNO 委員会は割当方式そのものについてはニュートラルという意見だったと思うが、CIAJ としては割当方式そのものについて意見はあるか確認したい。

【CIAJ】

割当方式そのものについては、賛成・反対という立場は持っていない。条件設定の結果として、市場の成長や公共の福祉が上手くいくやり方で進めていただければと思う。また、重要なのは割当方式によって得た収入が研究開発、災害対策又は標準化における国際競争力の強化等の市場の成長につながる方向に使われることだと考えている。

(3) 閉会

以上